

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項に基づく公表について

環境省、経済産業省及び農林水産省は、以下の事業者（計 2 社）に対し、平成 20 年 8 月 7 日付けで、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 20 条第 1 項に基づき、第 11 条、第 12 条又は第 13 条に規定する再商品化義務を履行するよう勧告しましたが、平成 20 年 12 月 17 日現在においても再商品化をした事実が認められないため、法第 20 条第 2 項に基づき、勧告に従わなかった旨を公表することとしました。

株式会社亀の井亀井堂本家

代表取締役 中島一雅

〒 650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通 3-1-8

株式会社ワカバ

代表取締役社長 渡邊敏雄

〒 572-0030 大阪府寝屋川市池田本町 7-6

(50 音順)

なお、今後、正当な理由がなく、再商品化義務を履行しなかった場合は、これらの事業者に対して再商品化を命ずることとなります。

(参考)

「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称：容器包装リサイクル法）第 20 条第 2 項に基づく公表」

1. 法は、消費者による分別排出、市町村による分別収集、分別収集された容器包装について事業者が再商品化を行うことにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として平成 7 年 6 月に成立・公布、平成 12 年 4 月から完全施行されました。
2. 法では、特定容器又は包装を、製造又は利用した事業者に対して再商品化を行う（指定法人に委託して行う場合も含む。）義務を課しており、再商品化の実施に関して、主務大臣が特定事業者に対して指導及び助言ができ、また正当な理由がなく再商品化義務を履行しない、いわゆる「ただ乗り事業者」に対して勧告、公表、命令ができることとされています。

3. これを受け、事業者間の公平性を確保するため、所管業種の「ただ乗り事業者」に対して、調査指導の他、報告徴収、指導、勧告の法的措置も含めた対策を講じてきています。今回の公表は本年8月7日付の勧告に対して従わなかった事業者の氏名等を公表するものです。なお、今後、正当な理由がなく、再商品化義務を履行しなかった場合は、これらの事業者に対して再商品化を命ずることとなります。
4. 今後とも、関係省庁が強力に連携し、法の適正な運用に努めてまいります。

お問い合わせ先

総合食料局食品産業企画課食品環境対策室

担当者：渡邊・芦田

代表：03-3502-8111（内線4138）

ダイヤルイン：03-3502-8499

FAX：03-3508-2417

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>